

近年、工場・事業場でトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染が相次いでいることから、国は、平成 23 年 6 月 22 日に水質汚濁防止法を改正し、有害物質^注による地下水汚染の未然防止を図ることとしています（平成 24 年 6 月 1 日から施行）。

概要

1 対象施設の拡大

- ・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、市長に対し事前の届出が必要
- ・有害物質使用特定施設の設置者のうち、公共用水域に水を排出していない事業者も届出が必要。
（大津市内では下水道合流処理地域内の有害物質使用特定施設が該当）

「有害物質使用特定施設」：水質汚濁防止法に基づく汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とするものをいいます。下水道に雨水を含む排水の全量を放流している場合も届出が必要となりました。

「有害物質貯蔵指定施設」：有害物質を貯蔵するタンク等の施設。今回、新たに届出が必要となりました。

2 構造等に対する基準遵守義務

- ・有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、「構造等に関する基準」を遵守しなければならない。

- ・「構造等に関する基準」とは有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の施設本体、施設の設置場所の床面及び周囲、施設本体に付帯する配管・排水溝等について定めた構造、設備及び使用の方法に関する基準です。
- ・(1)の届出時において、「構造等に関する基準」に適合しないと認めるときは、都道府県知事は構造等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができます。（法第 8 条第 2 項）
- ・また、これらの施設の使用時において、「構造等に関する基準」を遵守していないと認めるときは、都道府県知事は施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善、又は施設の使用の一時停止を命ずることができます。（法第 13 条の 3 第 1 項）

3 定期点検の義務の創設

- ・有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・設備、使用の方法等について、定期的に点検し、その結果を記録、保存しなければならない。

- ・記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられます。（法第 33 条）

◎有害物質→水質汚濁防止法 第 2 条第 2 項に定める物質◎

1 カドミウム及びその化合物	8 ポリ塩化ビフェニル	15 シス-1,2-ジクロロエチレン	22 ベンゼン
2 シアン化合物	9 トリクロロエチレン	16 1,1,1-トリクロロエタン	23 セレン及びその化合物
3 有機燐化合物	10 テトラクロロエチレン	17 1,1,2-トリクロロエタン	24 ほう素及びその化合物
4 鉛及びその化合物	11 ジクロロメタン	18 1,3-ジクロロプロペン	25 ふっ素及びその化合物
5 六価クロム化合物	12 四塩化炭素	19 チウラム	26 アンモニア、アンモニウム
6 砒素及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	20 シマジン	化合物、亜硝酸化合物及び
7 水銀及びアルキル水銀	14 1,1-ジクロロエチレン	21 チオベンカルブ	硝酸化合物
その他の水銀化合物			

注）平成 24 年 5 月末までに、15 の「シス-1,2-ジクロロエチレン」は「1,2-ジクロロエチレン」に変更され、また、「1,4-ジオキサン」「塩化ビニルモノマー」の 2 物質が追加される予定です。

概要

1 有害物質を使用等している工場等に対する規制の拡大

- ・有害物質貯蔵指定施設等の設置者は、施設の構造等について市長に対し事前の届出が必要。
- ・有害物質貯蔵指定施設等の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならない。
- ・有害物質貯蔵指定施設等の設置者は施設の構造等を定期的に点検、記録、保存しなければならない。

2 有害物質を使用等している工場等への限定的な規制の廃止

- ・指定工場制度の廃止。

3 測定結果の未記録等に対する罰則の創設

- ・排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し、罰則を創設。

4 ばい煙に係る改善命令等の発動要件の見直し

- ・継続してばい煙に係る排出基準超過の恐れがある場合、事業者に対し改善命令等を発動できるよう見直し。

5 罰則の強化

- ・関係法律の罰則に合わせ、強化を行う。

3, 4, 5 については、平成 22 年 5 月 10 日に公布され、平成 23 年 4 月 1 日に施行された「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の内容を反映したもの。

概要

1 有害物質の追加

- ・有害物質として以下の 3 物質を追加。

トランス-1, 2-ジクロロエチレン 塩化ビニルモノマー 1, 4-ジオキサン

このうち 1, 4-ジ オキサンについては省令で排水基準 (0.5mg/L) が定められている。

2 指定物質の追加

- ・指定物質 (事故時に応急の措置や報告が必要な物質) として以下の 6 物質を追加。

クロム及びその化合物 (除六価クロム化合物)	銅及びその化合物
マンガン及びその化合物	亜鉛及びその化合物
鉄及びその化合物	フェノール類及びその塩類

3 特定施設の追加

- ・有害物質を排出する施設として以下の 2 施設を追加。

界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1, 4-ジ オキサンが発生するものに限り洗浄装置を有しないものを除く)
エチレンジオキサイド又は 1, 4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く)